

飯山市と山梨市との大規模災害発生時における災害時相互応援協定について

協定締結の経緯

飯山市との災害時相互応援協定は、平成19年7月11日に森林セラピー先進地である飯山市を市長が視察させていただいたことがきっかけになり、同年7月16日に発生した中越沖地震で被災した飯山市へ翌17日に被災見舞いの訪問を行ったことが発端となった。

山梨市と飯山市とは地震断層が異なり、大規模災害発生時においても両市が同時に被災する可能性は低いことから、総合的な応援協力体制を築いておくことが有効であるとして、同年11月29日に災害時相互応援協定を締結した。

以後、議会や区長会、消防団等各方面での交流も積極的に図られている。

協定の概要

被災市の応援要請により、また被災市と連絡がとれないほど甚大な被害をうけた場合は自主的に次のような応援活動を行うこととしている。

- ・食糧、飲料水及び生活必需品並びにその供給に必要な資機材の提供
- ・救援及び救助活動に必要な車両等の提供
- ・被災者及び避難者の救出・医療・防疫・施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供
- ・被災者等を一時受け入れるための施設の提供
- ・救助及び応急復旧に必要な職員の派遣
- ・そのほか、被災市が必要と求めるもの